

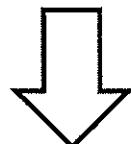
大阪学校生協の 生命保険「団体扱(給与振替)」！

《団体扱の対象となる方》

対象区域	対象者
大阪市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員 ・学校事務職員 ・給食調理員 ・管理作業員 ・教育委員会事務局学校経営管理センター、校園營繕園芸事務所に勤務する本務職員
堺市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員 ・学校事務職員
大阪府内（大阪市、堺市除く）の各市町村の小学校、中学校、義務教育学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員 ・学校事務職員
大阪府立の中学校、高等学校、支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員 ・学校事務職員

- ※ 条例で定められた法定外控除（給食費や親睦会費など）が認められている方が対象です。
- ※ 府費負担教職員の方は A 口座より控除となります。
- ※ 報酬・賃金支給の非常勤・アルバイト・特別支援教育センターは対象外です。
- ※ 臨時の任用教職員（常勤講師等）は対象です。（非常勤の方は対象外です。）
- ※ 各市（大阪市、堺市及び豊能地区（豊中市・池田市・箕面市・豊能町・能勢町）の市立、町立学校を除く）が独自に採用した教職員は対象外です。

詳しくは裏面をごらんください。職名で対象となるかご判断いただけます！



○・・「団体報」対象 ×・・「団体報」対象外

校長	○	准校長	○	副校長	○
教頭	○	首席(主幹教諭)	○	指導教諭	○
指導栄養教諭	○	指導養護教諭	○	教諭	○
教諭(実習担当)	○	栄養教諭	○	養護教諭	○
総括実習助手	○	総括寄宿舎指導員	○	養護助教諭	○
実習助手	○	寄宿舎指導員	○	常勤講師	○
非常勤講師	×	講師(実習担当)	○	事務部長	○
事務長	○	課長補佐	○	主幹	○
主査	○	副主査	○	主事	○
臨時主事	○	技師(学校栄養職員)	○	技師(看護師)	○
臨時技師	○	農芸員<府立>	○	園芸員<府立>	○
調理員<府立>	○	校務員<府立>	○	スクールバス運転手<府立>	○

対象かどうかご不明な場合は 大阪学校生協 保険部 までお問合せください。

よくあるご質問について

Q 産前産後休暇、育児休業、休職（病気休職等）の期間は？

期間中でも「団体報」をご利用いただけます。給与引取りができない期間は振込用紙でご対応いたします。(但し、かんぽ生命・簡易保険・明治安田生命・ひまわり生命・オリックス生命につきましては、育児休業ならびに休職期間中はそれぞれ個人での支払い(以下、個人扱い)となります。)

Q 教育委員会へ異動になったら？

大阪市・堺市を含む大阪府内の教育委員会に異動の場合、「団体報」は継続できます。(但し、かんぽ生命・簡易保険につきましては個人扱いとなります。)

Q 再任用の期間は？

大阪市立校園・大阪府内校園に再任用・いきいき活動などの制度により勤務されている方に限り、「団体報」は継続できます。(但し、かんぽ生命・簡易保険につきましては個人扱いとなります。)

Q 退職後は？

個人扱いとなります。(但し、大樹生命につきましてはご退職後も「団体報」を継続していただけます。)

その他ご質問・お問合せがございましたらお気軽にご連絡ください。

大阪学校生活協同組合 保険部

Tel 06-6981-3451